

平成27年 3 月 31日

市長決裁

北上市奨学生選考基準

この基準は、北上市奨学金貸与条例（平成3年北上市条例第69号。以下「条例」）の規定により、奨学生を選考し、決定するにあたり、条例第2条第3号及び第4号に掲げる要件の基準について、定めるものとする。

1 家計基準（条例第2条第3号関係）

本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「家計支持者」という）の1年間の認定所得金額が、別表1の所得基準額以下であること。（困窮度（家庭における修学困難な経済的度合）が0以上であること。）

上記の認定所得金額とは、家計支持者ごとに金銭等の1年間の総収入金額から、必要経費（給与所得の場合は別表2に掲げる算式により算出した控除額）を控除して算出した所得金額を合計し、さらに世帯の状況に応じて別表3又は4により算出した額を控除した金額をいう。

（家計支持者ごとの所得金額）

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{必要経費} \\ \text{(給与所得は別表2)} \end{array}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

（困窮度の算定方法）

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{家計支持者の} \\ \text{合計所得金額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(別表3、4)} \end{array}} = \boxed{\text{認定所得金額}}$$

$$1 - \left(\boxed{\text{認定所得金額}} \div \boxed{\text{所得基準額}} \right) = \boxed{\text{困窮度}}$$

※（ ）内は小数点第2位未満四捨五入

2 学力基準（条例第2条第4号関係）

- (1) 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という）の第1学年に在学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定平均値が5段階法による評定で3.5以上であること。

- (2) 高等学校等の第2学年以上に在学する者

申込時に在学する学年の前2か年（2か年未満の場合には、申込時まで）の高等学校における学習成績の評定平均値が5段階法による評定で3.0

以上であること。

- (3) 大学・短期大学・専修学校専門課程（以下「大学等」という）の1年次に在学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上の者又は国の行う大学入学資格検定に合格した者

- (4) 大学等の2年次以上に在学する者（大学院を含む。）

申込時までの大学等の学習成績の評定平均値が、5段階法による評定で3.0以上であること。

- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、奨学生推薦書により、特に人物が優れた者で、奨学金を貸与することによって優れた学業成績を修める見込みがある者、又は特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる者。

※ 履修科目の評定が5段階法によらない場合は、5段階換算する。

別表1

所得基準額

高校・ 高等専門学校・ 専修学校（高等課程）		大学・ 専修学校（専門課程）		大学院	
世帯 人員	所 得 基 準 額	世帯 人員	所 得 基 準 額	区 分	所 得 基 準 額
1	1,430,000	1	1,780,000	修士課程	4,160,000
2	2,290,000	2	2,820,000	博士課程	4,720,000
3	2,640,000	3	3,280,000		
4	2,860,000	4	3,550,000		
5	3,070,000	5	3,820,000		
6	3,250,000	6	4,020,000		
7	3,410,000	7	4,220,000		
7人を超えた場合は 1人増すごとに 160,000円を7人の 基準額に加算する。		7人を超えた場合は 1人増すごとに 200,000円を7人の 基準額に加算する。			

別表2

給与所得の控除額

- (1) 基本となる控除額

ア 給与所得のある者が1人の場合又は2人以上の場合で給与所得の年間

収入金額が多い者

年間収入金額	控除額
400万円以下	年間収入×0.2+263万円
400万円を超え878万円以下	年間収入×0.3+223万円
878万円を超える	486万円

年間収入金額が329万円以下の場合は、控除額が収入金額と同額となります。

イ 給与所得のある者が2人以上で年間収入金額が少ない者

所得税法第28条第3項又は第4項により算定した給与所得控除額とする。(源泉徴収票等の給与所得控除の額)

(2) 控除額の調整

給与所得がある者が2人以上の場合で、(1)アの控除額が329万円に満たない場合は、329万円と(1)アの控除額との差額をイの給与所得控除額に加算する。

別表3

特別控除額表

世帯を対象とする控除

①母子・父子世帯である				490,000
②就学者がいる世帯である	小学生1人につき			80,000
	中学生1人につき			160,000
	高等学校の生徒1人につき	国公立	自宅通学	280,000
			自宅外通学	470,000
		私立	自宅通学	410,000
			自宅外通学	600,000
	高等専門学校生一人につき	国公立	自宅通学	360,000
			自宅外通学	550,000
		私立	自宅通学	600,000
			自宅外通学	800,000
	大学生1人につき	国公立	自宅通学	590,000
			自宅外通学	1,020,000
		私立	自宅通学	1,010,000
			自宅外通学	1,440,000
専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	170,000	
		自宅外通学	270,000	
	私立	自宅通学	370,000	
		自宅外通学	460,000	
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	220,000	
		自宅外通学	620,000	
	私立	自宅通学	720,000	

		自宅外通学	1,120,000
③ 障害者のいる世帯である	障害者1人につき		860,000
④ 長期療養者のいる世帯である	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額		
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯である	別居のために特別に支出している年額。ただし、710,000円を限度とする。		
⑥ 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯である	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額		

別表 4

特別控除額表

奨学金の貸与を受ける者を対象とする控除

高等学校、専修学校（高等課程）、高等専門学校に在学している場合	別表3 特別控除額表の② 就学者のいる世帯である場合の控除額と同額		
大学に在学している場合	国公立	自宅通学	280,000 + 授業料
		自宅外通学	720,000 + 授業料
	私立	自宅通学	440,000 + 授業料
		自宅外通学	870,000 + 授業料
専修学校（専門課程）に在学している場合	国公立	自宅通学	200,000 + 授業料
		自宅外通学	600,000 + 授業料
	私立	自宅通学	370,000 + 授業料
		自宅外通学	760,000 + 授業料